網走湖汽水環境保全方策検討委員会 規約 (案)

(名 称)

第1条 この会は、網走湖汽水環境保全方策検討委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、網走湖において生じている気候変動等の新たな事象に関し、 青潮及びアオコの抑制や淡水層の低塩分化解消等の観点から、汽水環境の保 全を図るための総合的な方策を検討するとともに、網走開発建設部が実施す る方策について技術的検討を行うことを目的とする。

(組 織)

- 第3条 委員会は、学識経験者、関係行政機関等の者をもって構成し、委員は 網走開発建設部長が委嘱する。
- 2 委員会には委員長を置き、網走開発建設部長が指名する。
- 3 委員長は会務を総括する。
- 4 委員会は原則として非公開で行うものとする。
- 5 委員会配付資料はホームページで公開することを原則とする。ただし、委員長の判断により、公開することが適当でないと判断されるものについては 公開しないものとする。
- 6 委員会の議事要旨は検討会後速やかに作成し、あらかじめ委員長及び出席 委員に確認の上、ホームページで公開するものとする。
- 7 委員会は他の専門家の意見を聞く必要が生じた場合、委員会の合議により 招へいすることができる。

(運営等)

- 第4条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会の庶務は、網走開発建設部治水課が行う。

(雑 則)

第5条 この規約に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規約は、令和2年12月14日から施行する。